

久留米市民温水プール

指定管理者募集要項

令和3年6月

久留米市

環境部

## 目 次

### I 指定管理者が代行する事業

1 対象施設	・ ・ ・ ・ ・ 1
2 施設概要	・ ・ ・ ・ ・ 1
3 指定期間	・ ・ ・ ・ ・ 1
4 管理運営の基本方針	・ ・ ・ ・ ・ 1
5 指定管理者が行う業務	・ ・ ・ ・ ・ 2
6 指定管理者の管理基準	・ ・ ・ ・ ・ 3
7 管理運営に関する経費	・ ・ ・ ・ ・ 5

### II 指定管理者の募集・選定

1 応募の資格等	・ ・ ・ ・ ・ 5
2 指定の取り消し及び業務停止に関する事項	・ ・ ・ ・ ・ 6
3 公募の日程と手続	・ ・ ・ ・ ・ 7
4 選定について	・ ・ ・ ・ ・ 10

はじめに

久留米市民温水プールは、市民の健康増進と体力向上に資することを基本とし、併せて市民のスポーツの振興を図ることを目的として設置されています。

本施設の管理運営に当たっては、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、民間事業者の有する能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減を図ることを目的として、平成18年度から「指定管理者制度」を導入し運営を行っていますが、この指定期間が令和4年3月31日をもって終了することから、次期の指定管理者を募集いたします。

## I 指定管理者が代行する事業

### 1 対象施設

- (1) 名称 久留米市民温水プール
- (2) 場所 久留米市上津町2199番地39

### 2 施設概要

- (1) 建物概要 建設構造 鉄筋コンクリート造2階建  
敷地面積 10,841.88㎡  
延床面積 2,600.2㎡  
竣工 平成7年12月1日
- (2) 施設内容 25mプール(25m×15.5m 7コース)  
幼児プール(楕円5m×11m)  
ジャグジーバス(円形3m)  
トレーニング室(140㎡、エアロバイク他)  
多目的ホール(225㎡、椅子約200脚)  
休息室(18畳)

### 3 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日

### 4 管理運営の基本方針

- (1) 公の施設としての役割を十分に認識し、誰もが利用しやすい環境づくりに努める。
- (2) 体育施設の設置目的である市民のスポーツの振興と体力づくりの推進が図れるよう努める。
- (3) 多様化する市民ニーズに応えられるよう創意工夫の上、質の高いサービスの提供に努め、利用者へのサービス向上を図る。
- (4) 効率的な管理・運営により、公の施設としての意義を損なわない範囲で経費の節減に努める。

## 5 指定管理者が行う業務

### (1) 運営業務

#### ア 施設の提供

- ・施設、附属設備の利用許可等
- ・施設の利用に関する受付及び備品等の貸出し

#### イ 施設内事業

- ・プールの運営
- ・トレーニング室の運営
- ・多目的ホールの運営
- ・売店、物品販売等の利用者に対するサービス提供事業

### (2) 施設、附属設備及び物品の維持管理（施設の大規模な修繕を除く。）

### (3) スポーツ振興事業及び自主事業

従来の事業を継承・発展させるスポーツ振興事業その他の指定管理者の企画による自主事業を実施すること。

なお、事前に年間の事業計画書を市に提出すること。

### (4) 利用料金の徴収等(収入状況報告を含む。)

#### ア 利用料金収納

#### イ 利用料金の還付

#### ウ 利用料金の減額・免除

### (5) モニタリング

市は、指定管理者によるサービスの提供が条例、規則、協定書等に従って、適切かつ確実に実行されているかどうかを確認するため、「久留米市指定管理者制度モニタリングマニュアル」に基づいてモニタリングを実施する。なお、会計年度終了後には、1年間のモニタリングを総括し、モニタリングレポートを作成し、市から指定管理者に対して通知すると同時に、市ホームページでモニタリングレポートを公表する。

#### ア 事業報告書の作成及び提出

久留米市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（以下、「手續条例」という。）第7条の規定に基づき、指定管理者は、毎年度終了後、一定期間内に管理する公の施設に関して次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、提出しなければならない。

- ① 管理業務の実施状況及び利用状況
- ② 使用料又は利用に係る料金収入の実績
- ③ 管理に係る経費の収支状況
- ④ その他市長等が特に必要と認める事項

#### イ 業務報告の聴取等

手續条例第8条の規定に基づき、市は、管理の適正を期するため、指定管理者に対して管理の業務及び経理の状況について定期的に又は臨時に報告を求め、実地調査を行い、必要な指示をすることができる。

#### ウ その他のモニタリングの実施

市は、施設の性質及び設置目的等に照らして、必要に応じて利用者満足度調査や利用者ヒ

アリングなどを実施するとともに、緊急時には利用者や指定管理者に対し、必要な調査を実施することができる。

(6) 指定期間の終了

指定管理者は、指定期間の終了（指定期間が満了したとき、又は指定の取消し等となったとき）に伴い、次期指定管理者等への業務の引継及び管理施設の原状回復を行わなければならない。

(7) 会計処理

市は、適正な会計処理の実施のため、指定管理者に対して、次の事項を求め、その状況について、実地調査等により定期的に確認するものとする。

- ア 施設の管理運営に係る収支について、会計上、指定管理者の他の事業の収支と明確に区別すること
- イ 必要な会計書類等（会計帳簿、決裁書、契約書、請求書、領収書、通帳等）を、保存年限を定めて、適切に整備、保管すること
- ウ 会計処理にかかるルールを明確に定めること
- エ 会計処理にかかる組織的なチェック体制を構築すること（複数名によるチェック、決裁手続、会計監査など）

(8) 監査

指定管理者が行う公の施設の管理の業務に係る出納その他の事務の執行は、監査の対象となる。事務を監査するのに必要な範囲で、指定管理者は出頭を求められ、調査の対象となり、帳簿書類その他の記録の提出を求められることがある。

なお、ここでいう監査とは、監査委員による監査（地方自治法第199条第7項）のほか、包括外部監査人による監査（地方自治法第252条の37）、個別外部監査人による監査（地方自治法第252条の42）を指す。

(9) その他の業務

- ア 事業計画書（教室等の事業計画）及び収支予算書の作成
- イ 事業報告書の作成
- ウ 利用実績の資料作成
- エ 遺失物・拾得金の管理、警察署への届出及び時効による収納
- オ 施設見学・視察の対応
- カ 事故の対応、報告
- キ 防災計画・防災訓練の実施
- ク 利用者の苦情等の対応及び報告
- ケ その他市が定める業務

6 指定管理者の管理基準

(1) 開館時間（久留米市民温水プール条例（平成7年久留米市条例第20号。以下「条例」という。）第6条）

条例のとおりとする。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、市長の承認を得て開館時間を変更することができる。

(2) 休館日（条例第7条）

条例のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(3) 施設等の利用の許可等（条例第8条、第9条、第15条）

指定管理者は、施設等の利用の許可、不許可及び許可の取消し等を行う。

なお、使用の許可等の処分を行う場合、久留米市行政手続条例（平成8年久留米市条例第24号）が適用され、指定管理者はその範囲において行政庁として同条例に規定する責務を負う。

(4) 利用料金制度（条例第11条、第12条、第13条、第14条）

ア 利用料金制度の採用

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第8項に定める利用料金制度を採用し、利用料金は、指定管理者の収入とする。

イ 利用料金の額

利用料金の額は、条例に定める範囲内において、指定管理者が市の承認を得て決定する。

ウ 利用料金の収入年度

利用料金の収入年度は、施設等の利用日の属する年度とする。

エ 利用料金の減額又は免除

指定管理者は、条例第13条の規定に基づき、利用料金の減額又は免除を行わなければならない。

オ 利用料金の周知

利用料金の額については、周知に努めるものとする。

(5) 秘密保持及び個人情報の保護

指定管理者及びその業務の従事者は、手続条例第12条、久留米市個人情報保護条例第26条・第34条・第35条の規定に基づき、指定管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。

また、管理に関して知り得た個人情報を、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。これは、指定管理者の指定期間が満了し、職務を退いた後においても同様とする。

(6) 情報公開について

指定管理者は、情報公開に関して久留米市情報公開条例第31条の規定に基づき、管理業務に関して保有する情報の公開を行うために、必要な措置を講ずるよう努めること。

(7) 障害者差別の禁止について

指定管理者は、業務の実施にあたっては、障害を理由とする差別の解消に関する法律（平成25年法律第65号）を遵守するとともに、市の取扱いに準じて、障害者に対する合理的配慮の提供に努めること。

(8) 環境への配慮

指定管理者業務等の実施にあたっては、省エネルギー、省資源及び廃棄物の減量などの環境への負荷の低減に努めること。

(9) 損害賠償

手続条例第11条の規定に基づき、指定管理者は、故意又は過失により、施設又は設備を損壊したり滅失したりした場合は、その損害を賠償しなければならない。

(10) その他

この募集要項並びに別紙仕様書及び特記仕様書に記載のない事項等については、市と協議を行い決定するものとする。

7 管理運営に関する経費

(1) 管理費の支払いについて

施設の管理運営に係る全ての費用は、利用料金、指定管理料及びその他の収入をもって充てることとします。年間の指定管理料は、事業計画に掲げる収支計画の中で、収支の差引額を基本とします。また、指定管理料は、原則として精算は行いません。

具体的な指定管理料の金額及び支払い方法については、応募の際に提出された「収支計画書」を元に、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに、市の予算の範囲内で市と指定管理者が協議を行い、年度協定において定めます。

(2) 指定管理料の債務負担行為について

次期指定期間の指定管理料の限度額（債務負担行為）は、下記のとおりです。

事 項	期 間	限度額
指定管理料	令和4年度から令和8年度まで	262,870千円

指定管理料の限度額（債務負担行為）の範囲内で、「収支計画書」により、指定期間の指定管理料を提案してください。

※総収入の積算にあたっては、感染症の影響を加味せず、過去の実績を参照の上、想定される利用料金収入とします。（新型コロナウイルス感染症の影響が発生した場合は、リスク分担に基づき別途協議します。）

※「新しい生活様式」の範囲内における感染症対策については、あらかじめ必要経費として見込んでください。

II 指定管理者の募集・選定

1 応募の資格等

(1) 応募資格

久留米市内に事務所又は事業所を有する法人又はその他の団体（以下「法人等」という。）であること。共同事業体による応募の場合は、共同事業体を構成するいずれかの団体が久留米市内に事務所又は事業所を有する法人等であること。なお、個人での応募はできない。

(2) 欠格事項

次の各項に該当する法人等は、応募することはできない。また、応募後に該当することが判明した場合は失格とする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定（第167条の11

の規定により準用される場合を含む。)により、本市の一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されている法人等

イ 地方自治法第244条の2第11項の規定により本市または他の地方公共団体から指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しないもの

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等により更生又は再生手続を開始している法人

エ 地方自治法第92条の2、第142条、第166条及び第180条の5に該当するもの

オ 租税公課を滞納しているもの

カ 宗教活動または政治活動を主たる目的としているもの

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団又は暴力団員若しくはそれらと密接な関係を有するもの

ク 役員に破産者及び禁錮以上の刑に処せられている者がいるもの

### (3) 共同事業体による応募

ア 複数の団体が共同事業体を構成して応募する場合は、代表団体を定めること。

イ 単独で応募した団体は、同時に共同事業体による応募の構成員(構成団体)となることはできない。

ウ 共同事業体による応募において、同時に複数の共同事業体の構成員となることはできない。

エ 申請後は代表団体及び構成団体の変更は認めない。

オ 代表団体及び構成団体のいずれか一団体でも上記の欠格事項に該当する場合は、応募できない。

## 2 指定の取消し及び業務停止に関する事項

### (1) 指定の取消し等

手続条例第9条の規定に基づき、市は、次に掲げるような指定管理者の責めに帰すべき事由により、管理を継続することができないと認めるときは、指定を取り消し、又は期間を定めて業務の一部又は全部の停止を命ずることができる。なお、この場合には、手続条例施行規則第4条第2項に基づき、その旨を告示する。

ア 指定管理者が条例、規則又は市との間で締結した協定に違反したとき。

イ 指定管理者が、地方自治法第244条の2第10項の規定による報告の要求又は調査に対して、これに応じず、又は虚偽の報告を行い、若しくは調査を妨げたとき。

ウ 指定管理者が、地方自治法第244条の2第10項の規定による指示に故意に従わないとき。

エ 指定管理者が、募集要項に定めた応募資格を失ったとき、又は欠格事項に該当したとき。

オ 指定管理者への応募の際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき。

カ 団体等の経営状況の悪化等により、業務を行うことが不可能又は著しく困難になったとき。

キ 暴力団又は暴力団員若しくはそれらと密接な関係を有することが判明し、指定管理者による管理業務を行うことが適当でないと認められるとき。

ク その他指定管理者が管理業務を行うことが社会通念上適当でないと認められるとき。

## (2) 指定の取消し等の場合における損害賠償等

(1) により、指定を取り消し、又は業務の一部又は全部の停止を命じた場合は、指定管理者は、当該取消し等により生じた市又は第三者の損害を賠償しなければならない。指定管理者に損害が生じた場合でも、当該指定管理者は市に対して賠償を請求することはできない。

更に、市は、既に指定管理者に対して支払った指定管理料の一部又は全部を返還させることができる。

## 3 公募の日程と手続

### (1) 日程

ア 募集要項等資料配布	6月15日(火)から8月31日(火)
イ 公募説明会(現場)	7月12日(月)
ウ 質問書提出期間	7月30日(金)まで
エ 応募の受付期間	8月17日(火)から8月31日(火)
オ 1次審査(書類審査)	9月上旬
カ 2次審査(プレゼンテーション)	10月上旬
キ 選定結果の公表	10月下旬
ク 指定管理者候補者と仮協定の締結	11月中旬
ケ 指定管理者の指定	12月開催予定の市議会の議決後

※新型コロナウイルス感染症対策等のため、日程が変更となる場合があります。

### (2) 仕様書等の配布

- ア 配布時期  
令和3年6月15日(火)から  
(ただし、午前8時30分から午後5時15分までとし、土曜・日曜・祝日を除く)
- イ 配布場所  
11ページの「問い合わせ先」に記載する場所
- ※ 仕様書等については、久留米市の公式ホームページからもダウンロードが可能

### (3) 現場説明会の開催

応募方法、提案書類、指定管理業務、現場の状況等について説明会を開催する。

- ア 開催日時 令和3年7月12日(月)  
①午前10時から ②午後2時から 各2時間程度
- イ 開催場所 久留米市民温水プール2階 多目的ホール
- ウ 参加者 1団体等につき2人まで
- エ 申し込み 令和3年7月7日(水)午後5時15分までに、11ページの「問い合わせ先」へ郵送、FAX又は電子メールにて別添様式7により申し込むこと。
- ※ 感染症対策のため、2回に分けて実施します。(定員各回3団体まで、1団体2名まで)
- ※ 新型コロナウイルス感染症対策のため、必ずマスクを着用の上、ご来館下さい。

※ 体調の優れない方の参加はご遠慮ください。

(4) 募集に関する質問書の受付及び回答

ア 提出期間 令和3年6月15日(火)から7月30日(金)午後5時15分まで

イ 提出書式 質問書様式(様式8)

ウ 提出方法 11ページの「問い合わせ先」へ郵送、FAX又は電子メールにより行うこと。

口頭による質疑は受け付けない。

エ 回答方法 質問内容及び質問に対する回答は、随時市の公式ホームページに掲載し、令和3年8月10日(火)午後5時15分までに全ての回答を掲載することとする。

なお、現指定管理者に直接質問することはできない。

(5) 応募書類

ア 指定管理者指定申請書[様式1]

イ 団体の定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

ウ 団体の経営状況を説明する書類

エ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書

オ 課税されている団体にあっては、次に掲げる証明書

・納税証明書(令和3年6月15日以降に交付されたもの)

(法人税、消費税・地方消費税、法人事業税、法人市民税、市県民税、固定資産税及び軽自動車税について滞納がないことを証明する書類)

※ 委任を受けた場合には、国税は本社所在地の税務署の証明書を、都道府県税及び市町村税は受任地の証明書を提出すること。

カ その他の書類

・指定管理者の指定申請に関する誓約書[様式2]

・団体の概要[様式3]

※ 事業パンフレット等を添付すること。また、団体の組織、沿革および様式に記載しきれない事項等は任意の書類を添付すること。

・役員名簿(氏名、読み仮名、生年月日及び性別が記載されたもの)

・共同事業体にあっては構成団体一覧[様式4]

・共同事業体にあっては当該事業体の結成協定書又はこれに類するもの

・指定申請の日の属する事業年度又は事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書

・温水プールまたは類似施設の管理業務実績(直近3年間)[様式5]

・事業計画書[様式6-1から6-22まで]

※ 事業計画書(様式6-11から6-17の収支計画による)の作成にあたっては、消費税率10%を前提とすること。

※ 共同事業体による応募の場合は、指定管理者指定申請書[様式1]及び事業計画書[様式6]を除く書類はすべての構成団体について提出すること。

※ 提出部数は、正本1部、副本10部とする。

## (6) 応募書類の受付

### ア 提出方法

1 1 ページの「問い合わせ先」に記載する場所へ持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送による場合は、令和3年8月31日（火）午後5時15分必着とし、配送等が確認できる方法で送付すること。

### イ 提出期間

令和3年8月31日（火）午後5時15分 まで（土曜日、日曜日を除く。）

### ウ 提出に関する留意事項

- ・提出された書類は返却しない。
- ・必要に応じて追加資料を求めることがある。

## (7) 応募に関する留意事項

### ア 接触の禁止

選定委員会委員に対して、本件提案についての接触を禁止する。違反があった場合は、失格とする。

### イ 応募内容の変更禁止

提出された書類の内容を変更・追加することはできない。

### ウ 虚偽の記載をした場合の取り扱い

応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

### エ 応募書類・提供書類の取り扱い

応募書類は理由の如何を問わず返却しない。また、市が提供する資料等は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁ずる。応募に係る検討の目的の範囲内であっても、市の了承を得ることなく第三者に資料等を使用させたり、又は提示したりすることを禁ずる。さらに、市の公式ホームページ・現場説明時の配布資料を除き、市から応募に関係する資料の提供はしない。

### オ 応募の辞退

応募受付後に辞退する場合は、辞退届（様式は任意）を提出すること。

### カ 費用の負担

応募に関する費用は、すべて応募者の負担とする。

### キ 著作権の帰属等

市が提供する資料等の著作権は市又は作成者に帰属し、応募者の提出する書類の著作権は応募者に帰属する。

ただし、市は指定管理者の選定の公表等必要な場合は、応募書類を無償で使用できるものとする。

なお、提出された応募書類は、久留米市情報公開条例に基づく開示請求の対象となり、原則開示する。

### ク 暴力団の排除

暴力団の排除のため、指定管理者及び指定管理者に応募したものについては、必要に応じて警察に照会することがある。また、指定管理者に対し、公の施設の利用が暴力団の利益になると認められるときは、利用の許可をせず、既に許可している場合においても

許可を取り消すなど、必要な措置を講じるよう求めるものとする。

- ケ 審査の結果、管理運営能力が明らかに欠けていると判断される場合や、提案額が指定管理料の限度額（債務負担行為）を上回っている場合は、他の項目の評価を待たずに失格となります。

#### 4 選定について

##### (1) 選定方法

- ア 募集要項に基づき、応募資格を審査する（第一次審査）。資格のある応募者の事業計画書等を「温水プール指定管理者候補者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）へ提出する。
- イ 選定委員会は、事業計画書及びプレゼンテーションによる事業内容の聴き取りをもとにして評価項目ごとに評価し、総合点により候補者を選定する。（第二次審査）
- ウ 選定委員会については、久留米市情報公開条例第3条第2項ただし書の規定に基づき、会議は非公開とする。
- エ 審査結果は、すべての第二次審査の参加者の名称・評価・採点表を公表する。
- オ 指定管理者の指定は、久留米市議会での議決を経て行う。
- カ 候補者の選定の結果については、すべての応募者に通知する。
- キ 市は細目について指定管理者と協議し、基本協定及び指定管理料に関する年度協定を締結する。

##### (2) 選定基準及び評価項目

- ア 事業計画書の内容が、住民の平等な使用を確保することができるものであるか。（評定 80 点）
- ・施設の設置目的及び市が示した管理基準を理解しているか。
  - ・特定の団体を優遇するなどの事業等の内容に偏りはないか。
  - ・情報公開・個人情報保護にかかる措置が適切か。
  - ・障害者、子ども、高齢者などの利用に際して配慮や工夫をしているか。
- イ 事業計画の内容が、当施設の効用を最大限に発揮させるものであるか。（評定 100 点）
- ・施設の維持管理、安全管理は適切か。
  - ・利用拡大の取組内容は適切か。
  - ・利用者へのサービス向上策、要望に対する実現策は適切か。
  - ・地域・利用団体等の連携は図られているか。
- ウ 事業計画書の内容が、管理にかかる経費の縮減が図られるものであるか。（評定 90 点）
- ・収支計画は適切であるか。
  - ・人件費の設定は適切か。
  - ・経費節減のための方策は適切か。
  - ・省エネや環境への負担軽減に配慮しているか。
- エ 事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているか。（評定 60 点）
- ・団体等の財務状況は健全か。
  - ・職員体制及び職員の指導育成、研修体制は適切か。
  - ・類似施設を良好に運営した実績はあるか。

オ 地域経済を活性化することに寄与することが認められるものであるか。(評定 20 点)

- ・地域経済の活性化の取組に実効性はあるか。

問い合わせ先

久留米市 環境部 施設課 (宮ノ陣クリーンセンター)

〒839-0805 久留米市宮ノ陣町八丁島2225

TEL 0942-27-5371 FAX 0942-27-5443

メールアドレス myjclean@city.kurume.fukuoka.jp

# 久留米市民温水プール概要

## 1. 施設の目的

子供から高齢者まで幅広い各層が、年間を通じて自由にスポーツに親しめる施設として、市民の健康増進と体力向上に資することを基本とし、併せて市民のスポーツの振興をはかることを目的とする。

運営の基本方針としては、温水プール、トレーニング室及び多目的ホールという主要施設の個人・団体による一般利用の促進を主眼とし、啓発事業として初心者対象の水泳教室等を展開していく。

## 2. 施設の概要

### (1) 建物の概要

名 称	久留米市民温水プール
所 在 地	久留米市上津町2199番地39
建 設 構 造	鉄筋コンクリート造2階建
建 設 面 積	2,482.87 m <sup>2</sup>
建 築 延 面 積	2,600.2 m <sup>2</sup>
敷 地 面 積	10,841.88 m <sup>2</sup>
工 期	着 工 平成6年9月13日 竣 工 平成7年12月1日
開 館	平成8年2月17日

(2) 建設費 1,110,985 千円

### (3) 施設の内容

室 名	面 積 ・ 設 備 等
25mプール	387.5 m <sup>2</sup> (25m×15.5m 6コース・深さ1.15~1.25m 1コース・深さ0.75m)
幼児プール	50 m <sup>2</sup> (楕円5m×11m・深さ0.5m)
ジャクジーバス	円形 (直径3m・深さ0.5m)
トレーニング室	140 m <sup>2</sup> ・エアロバイク、ルームランナー他
多目的ホール	225 m <sup>2</sup> ・椅子200脚 (2部屋分割可能)
休憩室	39 m <sup>2</sup> (18畳)

### 3. 事業収支状況

#### 収入の部

(単位：千円)

項目	30年度 決算額	31年度 決算額	2年度 決算額	説明
指定管理料	52,494	53,989	51,427	
施設利用料金	23,448	21,335	11,267	施設利用料収入
その他	13,380	12,404	5,324	自主事業及び物品販売等
支援金	0	0	11,168	
計	89,332	87,728	79,186	

(※消費税込み)

#### 支出の部

(単位：千円)

項目	30年度 決算額	31年度 決算額	2年度 決算額	説明
人件費・福利厚生費	37,896	37,983	34,803	
消耗品費等	3,036	2,625	2,206	水質管理薬品、修繕費等
役務費	425	415	433	電話、通信等
光熱水費	8,056	7,411	6,964	水道料金、下水道料金
委託費	15,202	15,087	18,162	清掃、植木管理、機械整備等
賃借料	1,961	1,961	1,966	賃借料
自主事業費	6,538	6,499	2,802	
その他	1,471	1,680	1,389	保険料等
消費税	4,248	4,553	4,515	支出(消費税対象)全体の消費税
計	78,833	78,214	73,240	

(※消費税込み、間接費(管理経費)は除く)

## 4. 施設の利用料金

施設の利用料金については、条例に定める額の範囲内において、指定管理者が市の承認を得て決定する（条例第11条第2項）。

現在の条例上の利用料金の額（表1のとおり）と実際の利用料金の額（表2のとおり）が異なるため注意。

表1（条例で定める利用料金の額）  
プール及びびトレニング室利用料金

施設名	区分		利用料金		
			使用開始から2時間まで	超過料金 (30分当たり)	回数券 (2時間分の利用券11枚つづり)
プール	共用利用	一般	1人につき 420円	1人につき 100円	4,200円
		小学生・中学生	1人につき 210円	1人につき 50円	2,100円
		幼児	1人につき 100円	1人につき 50円	1,000円
	専用利用（1コース当たり）	2,130円 +個人利用料金	1,600円	—	
トレーニング室	一般	1人につき 210円	1人につき 50円	2,100円	

多目的ホール利用料金

時間区分	午前 (9時から12時まで)	午後 (13時から17時まで)	夜間 (18時から21時まで)
利用料金	1,920円	2,560円	1,920円
冷暖房利用料金	1時間までごとに 1,600円		

表2（現指定管理者が決定した利用料金の額）

プール及びトレーニング室利用料金

施設名	区分		利用料金		
			使用開始から2時間まで	超過料金 (30分当たり)	回数券 (2時間分の利用券11枚つづり)
プール	共用利用	一般	1人につき 410円	1人につき 100円	4,100円
		小学生・中学生	1人につき 210円	1人につき 50円	2,100円
		幼児	1人につき 100円	1人につき 50円	1,000円
	専用利用(1コース当たり)	2,070円 +個人利用料金	1,520円	—	
トレーニング室	一般	1人につき 210円	1人につき 50円	2,100円	

多目的ホール利用料金

時間区分	午前 (9時から12時まで)	午後 (13時から17時まで)	夜間 (18時から21時まで)
	利用料金	1,870円	2,490円
冷暖房利用料金	1時間までごとに 1,550円		

## 5. 自主事業の実施状況

令和2年度

自主事業教室

(1) 参加人数集計(プール)

教室名	曜日	時間	定員	第1期		第2期		第3期		第4期	
				参加	参加率	参加	参加率	参加	参加率	参加	参加率
一般水泳教室(初級クロール)	金曜日	11:00~12:00	15	9	60.0%			3	20.0%		
ナイトスイム	水曜日	19:00~20:00	15	7	46.7%	10	66.7%	6	40.0%	3	20.0%
小学生水泳教室【水5】	水曜日	17:00~18:00	21	17	81.0%	20	95.2%	22	104.8%	10	47.6%
小学生水泳教室【水6】	水曜日	18:00~19:00	21	14	66.7%	15	71.4%	5	23.8%		
小学生水泳教室【金5】	金曜日	17:00~18:00	21	24	114.3%	29	138.1%	29	138.1%	5	23.8%
小学生水泳教室【金6】	金曜日	18:00~19:00	21	19	90.5%	25	119.0%	20	95.2%		
幼児水泳教室【水】	水曜日	16:30~17:30	13	10	76.9%	14	107.7%	13	100.0%	1	7.7%
幼児水泳教室【金】	金曜日	16:30~17:30	13	10	76.9%	11	84.6%	10	76.9%		
水中シェイプ	水曜日	11:00~12:00	20	6	30.0%	11	55.0%	8	40.0%		
肩こり腰痛膝痛予防水中歩行	木曜日	11:00~12:00	20	13	65.0%	12	60.0%	11	55.0%		
夏休み小学生水泳教室①	火~金(5回)	10:00~11:00	21			20	95.2%				
夏休み小学生水泳教室②	火~金(5回)	10:00~11:00	21			18	85.7%				
計				129	70.8%	185	89.0%	127	69.4%	19	24.8%

(2) 参加人数集計(多目的ホール)

教室名	曜日	時間	定員	第1期		第2期		第3期		第4期	
				参加	参加率	参加	参加率	参加	参加率	参加	参加率
昼ヨガ	日曜日	12:00~13:00	40	10	25.0%	13	32.5%	10	25.0%	19	47.5%
ZUMBA(昼)	日曜日	14:00~15:00	40	15	37.5%	19	47.5%	17	42.5%	39	97.5%
パワフルエアロ	火曜日	9:50~10:50	30	9	30.0%	7	23.3%	7	23.3%	11	36.7%
らくらくシェイプ	火曜日	18:50~19:50	30	8	26.7%	7	23.3%	9	30.0%		
エアロ&プチトレ	火曜日	20:00~21:00	30	9	30.0%	8	26.7%	9	30.0%	7	23.3%
太極拳	水曜日	10:00~11:30	30	4	13.3%	4	13.3%	5	16.7%		
ビューティーピラティス	水曜日	13:00~14:00	30	14	46.7%	15	50.0%	15	50.0%	14	46.7%
ロコモーショントレーニング	水曜日	14:30~15:30	30	10	33.3%	7	23.3%	7	23.3%	9	30.0%
フラダンス教室	木曜日	13:30~15:00	30	17	56.7%	18	60.0%	19	63.3%	10	
しっかりボディメイク	木曜日	18:50~19:50	30	10	33.3%	13	43.3%	15	50.0%	10	33.3%
ZUMBA(夜)	木曜日	20:00~21:00	50	48	96.0%	49	98.0%	49	98.0%	38	76.0%
Jr英会話教室	金曜日	18:00~19:00	8							2	25.0%
ヨガ	金曜日	19:30~21:00	40	19	47.5%	25	62.5%	23	57.5%	18	45.0%
絵手紙教室	金曜日	10:00~11:30	20	12	60.0%	10	50.0%	10	50.0%	9	45.0%
水彩画教室	金曜日	10:00~12:00	20	9	45.0%	12	60.0%	14	70.0%	10	50.0%
計				194	41.5%	207	43.8%	209	45.0%	196	46.3%

平成31年度

自主事業教室

(1) 参加人数集計(プール)

教室名	曜日	時間	定員	第1期		第2期		第3期		第4期	
				参加	参加率	参加	参加率	参加	参加率	参加	参加率
一般水泳教室(初級クロール)	金曜日	11:00~12:00	15	8	53.3%			3	20.0%	6	40.0%
ナイトスイム	水曜日	19:00~20:00	15	11	73.3%	11	73.3%	6	40.0%	5	33.3%
小学生水泳教室【水5】	水曜日	17:00~18:00	21	18	85.7%	22	104.8%	21	100.0%	21	100.0%
小学生水泳教室【水6】	水曜日	18:00~19:00	21	16	76.2%	15	71.4%	5	23.8%	9	42.9%
小学生水泳教室【金5】	金曜日	17:00~18:00	21	24	114.3%	29	138.1%	29	138.1%	27	128.6%
小学生水泳教室【金6】	金曜日	18:00~19:00	21	20	95.2%	25	119.0%	22	104.8%	15	71.4%
幼児水泳教室【水】	水曜日	16:30~17:30	13	11	84.6%	14	107.7%	13	100.0%	11	84.6%
幼児水泳教室【金】	金曜日	16:30~17:30	13	11	84.6%	11	84.6%	10	76.9%	8	61.5%
水中シェイプ	水曜日	11:00~12:00	20	7	35.0%	10	50.0%	8	40.0%	8	40.0%
肩こり腰痛膝痛予防水中歩行	木曜日	11:00~12:00	20	13	65.0%	12	60.0%	11	55.0%	11	55.0%
夏休み小学生水泳教室①	火~金(5回)	10:00~11:00	21			16	76.2%				
夏休み小学生水泳教室②	火~金(5回)	10:00~11:00	21			18	85.7%				
夏休み小学生水泳教室③	火~金(5回)	10:00~11:00	21			20	95.2%				
計				139	76.7%	203	88.8%	128	69.9%	121	65.7%

(2) 参加人数集計(多目的ホール)

教室名	曜日	時間	定員	第1期		第2期		第3期		第4期	
				参加	参加率	参加	参加率	参加	参加率	参加	参加率
昼ヨガ	日曜日	12:00~13:00	40	8	20.0%	9	22.5%	5	12.5%	4	10.0%
ZUMBA(昼)	日曜日	14:00~15:00	40	15	37.5%	16	40.0%	13	32.5%	12	30.0%
パワフルエアロ	火曜日	9:50~10:50	30	9	30.0%	7	23.3%	7	23.3%	6	20.0%
らくらくシェイプ	火曜日	18:50~19:50	30	8	26.7%	7	23.3%	13	43.3%	12	40.0%
エアロ&プチトレ	火曜日	20:00~21:00	30	8	26.7%	8	26.7%	10	33.3%	10	33.3%
太極拳	水曜日	10:00~11:30	30	5	16.7%			6	20.0%		
ビューティーピラティス	水曜日	13:00~14:00	30	15	50.0%	15	50.0%	19	63.3%	17	56.7%
ロコモーショントレーニング	水曜日	14:30~15:30	30	10	33.3%	7	23.3%	7	23.3%	6	20.0%
フラダンス教室	木曜日	13:30~15:00	30	23	76.7%			21	70.0%		
しっかりボディメイク	木曜日	18:50~19:50	30	11	36.7%	13	43.3%	16	53.3%	19	63.3%
ZUMBA(夜)	木曜日	20:00~21:00	50	47	94.0%	48	96.0%	51	102.0%	49	98.0%
ヨガ	金曜日	19:30~21:00	40	19	47.5%	24	60.0%	5	12.5%	17	42.5%
絵手紙教室	金曜日	10:00~11:30	20	10	50.0%			10	50.0%		
水彩画教室	金曜日	10:00~12:00	20	13	65.0%			14	70.0%		
計				201	43.6%	154	40.9%	197	43.5%	152	41.4%

平成30年度

自主事業教室

(1) 参加人数集計(プール)

教室名	曜日	時間	定員	第1期		第2期		第3期		第4期	
				参加	参加率	参加	参加率	参加	参加率	参加	参加率
一般水泳教室(初級クロール)	金曜日	11:00~12:00	15	11	73.3%	12	80.0%	14	93.3%	126	840.0%
ナイトスイム	水曜日	19:00~20:00	15	6	40.0%	6	40.0%	8	53.3%	6	40.0%
小学生水泳教室【水5】	水曜日	17:00~18:00	21	13	61.9%	20	95.2%	18	85.7%	14	66.7%
小学生水泳教室【水6】	水曜日	18:00~19:00	21	21	100.0%	15	71.4%	18	85.7%	11	52.4%
小学生水泳教室【金5】	金曜日	17:00~18:00	21	25	119.0%	21	100.0%	21	100.0%	18	85.7%
小学生水泳教室【金6】	金曜日	18:00~19:00	21	21	100.0%	16	76.2%	14	66.7%	12	57.1%
幼児水泳教室【水】	水曜日	16:30~17:30	13	10	76.9%	13	100.0%	13	100.0%	9	69.2%
幼児水泳教室【金】	金曜日	16:30~17:30	13		0.0%	0	0.0%	4	30.8%	5	38.5%
水中シェイプ	水曜日	11:00~12:00	20	6	30.0%	6	30.0%	8	40.0%	8	40.0%
肩こり腰痛膝痛予防水中歩行	木曜日	11:00~12:00	20	6	30.0%	17	85.0%	15	75.0%	13	65.0%
夏休み小学生水泳教室①	火~金(5回)	10:00~11:00	21			21	100.0%				
夏休み小学生水泳教室②	火~金(5回)	10:00~11:00	21			20	95.2%				
夏休み小学生水泳教室③	火~金(5回)	10:00~11:00	21			21	100.0%				
計				119	63.1%	176	74.4%	133	73.1%	222	135.5%

(2) 参加人数集計(多目的ホール)

教室名	曜日	時間	定員	第1期		第2期		第3期		第4期	
				参加	参加率	参加	参加率	参加	参加率	参加	参加率
昼ヨガ	日曜日	12:00~13:00	40	13	32.5%	11	27.5%	10	25.0%	7	17.5%
ZUMBA(昼)	日曜日	14:00~15:00	40	12	30.0%	13	32.5%	17	42.5%	18	45.0%
パワフルエアロ	火曜日	9:50~10:50	30	5	16.7%	7	23.3%	8	26.7%	8	26.7%
らくらくシェイプ	火曜日	18:50~19:50	30	9	30.0%	9	30.0%	9	30.0%	8	26.7%
エアロ&プチトレ	火曜日	20:00~21:00	30	7	23.3%	10	33.3%	6	20.0%	7	23.3%
太極拳	水曜日	10:00~11:30	30	7	23.3%			5	16.7%		
ビューティーピラティス	水曜日	13:00~14:00	30	10	33.3%	12	40.0%	15	50.0%	16	53.3%
ロコモーショントレーニング	水曜日	14:30~15:30	30	10	33.3%	8	26.7%	7	23.3%	5	16.7%
小学生書道教室	水曜日	16:30~18:00	10	6	60.0%	8	80.0%	8	80.0%	8	80.0%
フラダンス教室	木曜日	13:30~15:00	30	18	60.0%			21	70.0%		
しっかりボディメイク	木曜日	18:50~19:50	30	12	40.0%	12	40.0%	18	60.0%	14	46.7%
ZUMBA(夜)	木曜日	20:00~21:00	50	50	100.0%	49	98.0%	53	106.0%	49	98.0%
ヨガ	金曜日	19:30~21:00	40	33	82.5%	31	77.5%	30	75.0%	23	57.5%
絵手紙教室	金曜日	10:00~11:30	20	11	55.0%			14	70.0%		
水彩画教室	金曜日	10:00~12:00	20	16	80.0%			15	75.0%		
計				219	46.7%	170	46.3%	236	51.3%	163	44.7%

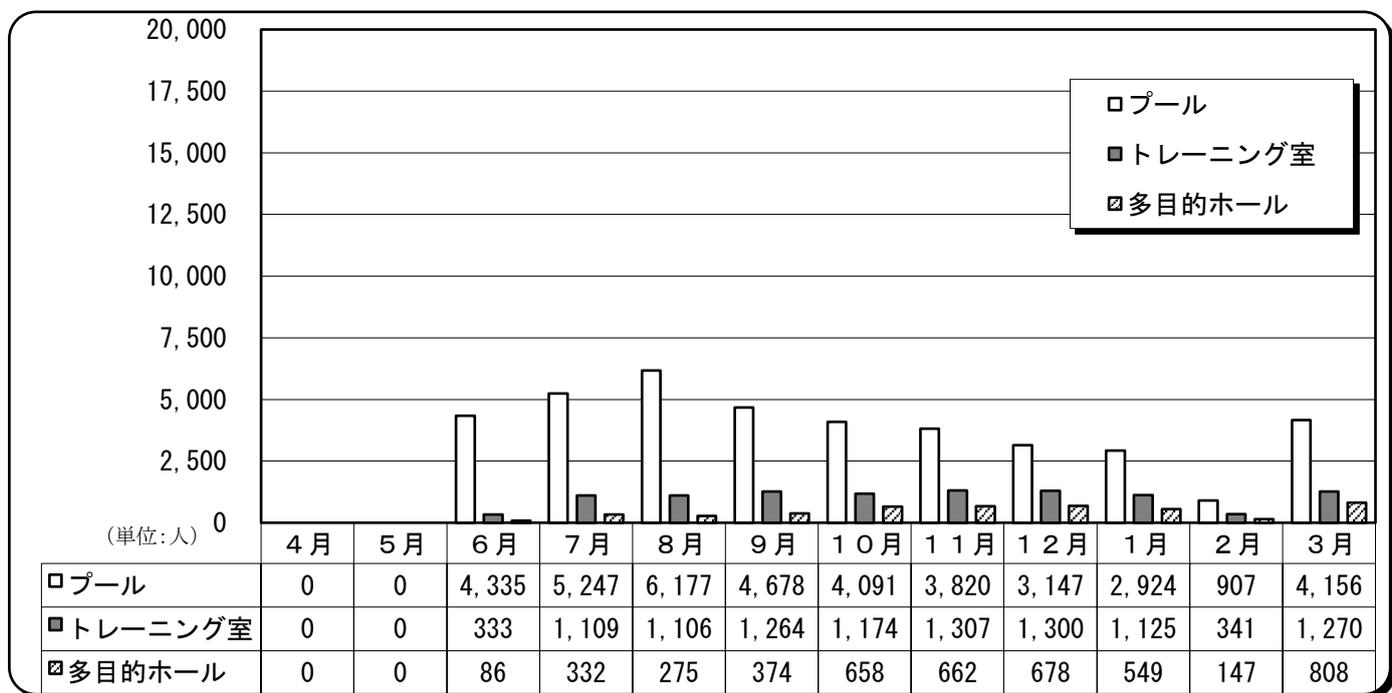
## 6. 施設の利用状況

### (1) 令和2年度区分別利用者数

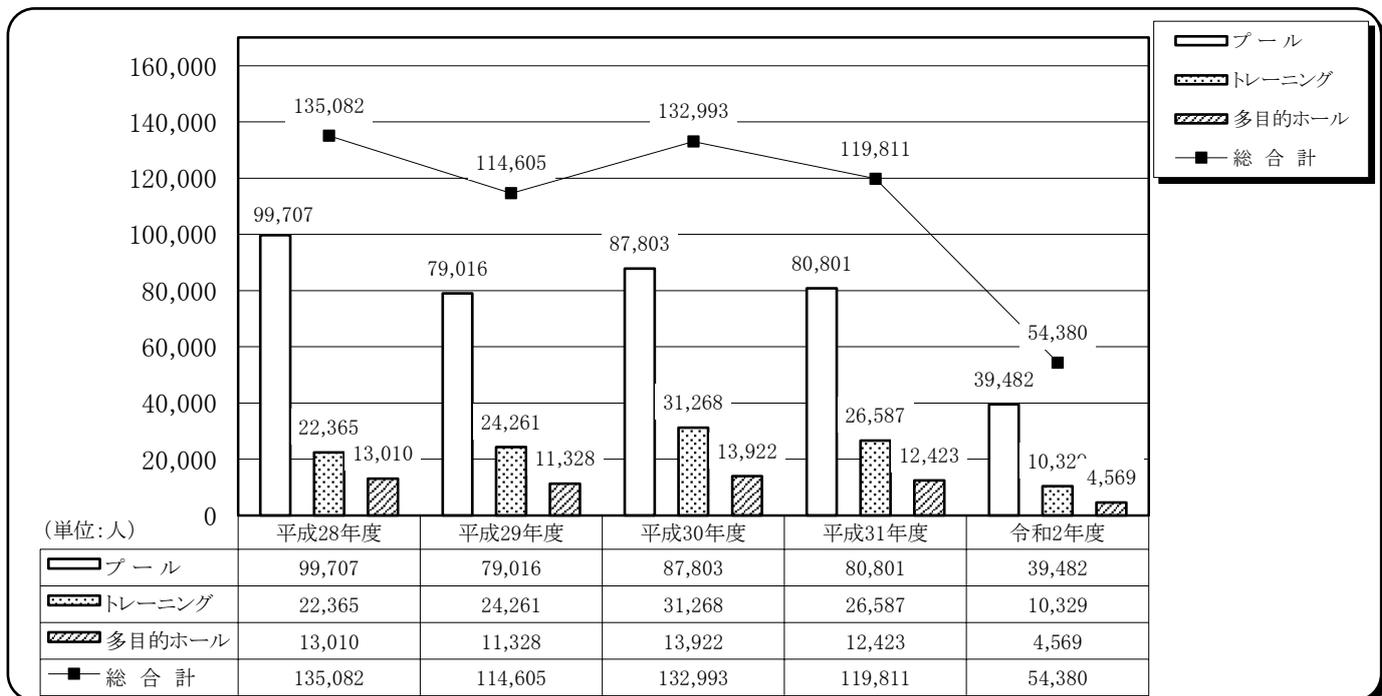
(単位:人)

区 分	一 般 利 用 者				高 齢 者	障 害 者	合 計	全体比率 (%)
	一般	小学生・中学生	幼 児	小 計				
プ ー ル	15,763	3,746	2,044	21,553	11,236	6,693	39,482	72.6
トレーニング室	6,937			6,937	2,379	1,013	10,329	19.0
多目的ホ ール	4,569			4,569			4,569	8.4
合 計	27,269	3,746	2,044	33,059	13,615	7,706	54,380	100.0

### (2) 令和2年度施設別利用者数



### (3) 施設別利用者数推移

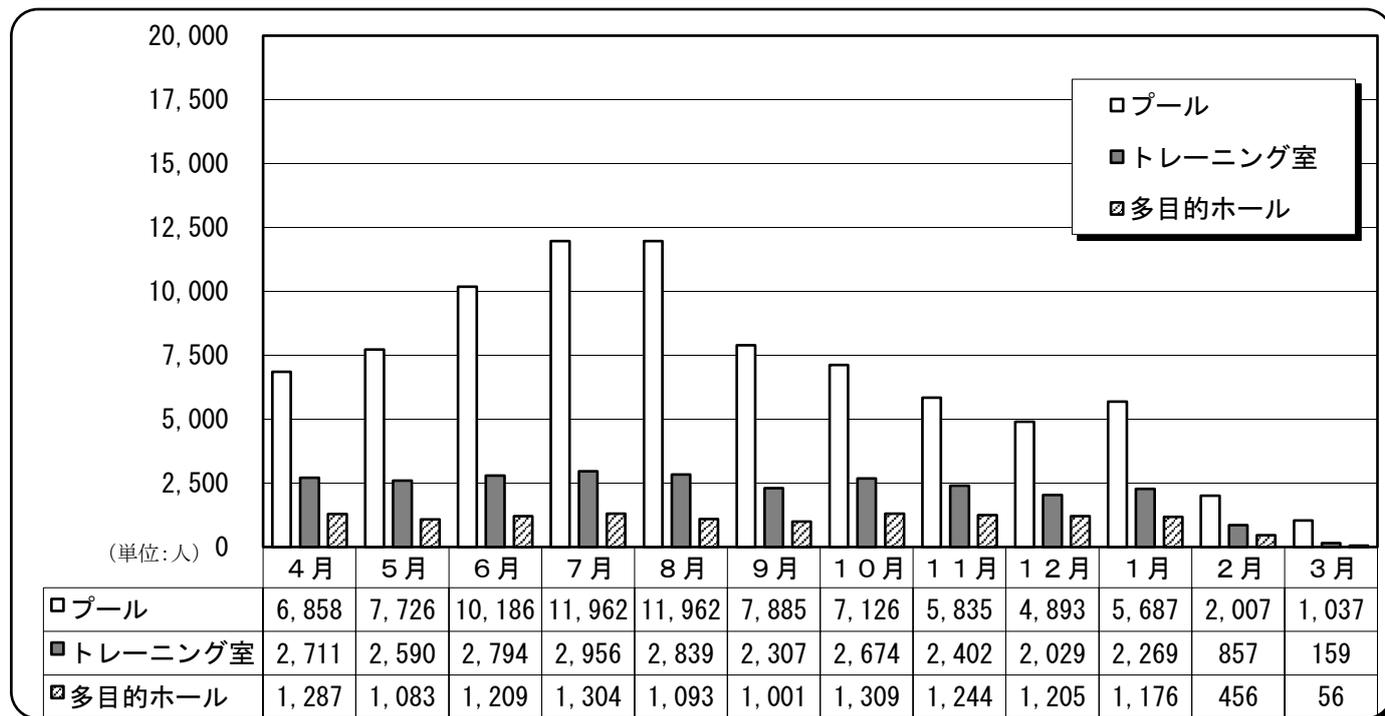


(4) 平成31年度区分別利用者数

(単位：人)

区 分	一 般 利 用 者				高 齢 者	障 害 者	合 計	全体比率 (%)
	一般	小学生・中学生	幼 児	小 計				
プ ー ル	29,194	7,478	13,840	50,512	20,781	11,871	83,164	68.1
トレーニング室	17,956			17,956	5,950	2,681	26,587	21.8
多目的ホール	12,423			12,423			12,423	10.2
合 計	59,573	7,478	13,840	80,891	26,731	14,552	122,174	100.0

(5) 平成31年度施設別利用者数

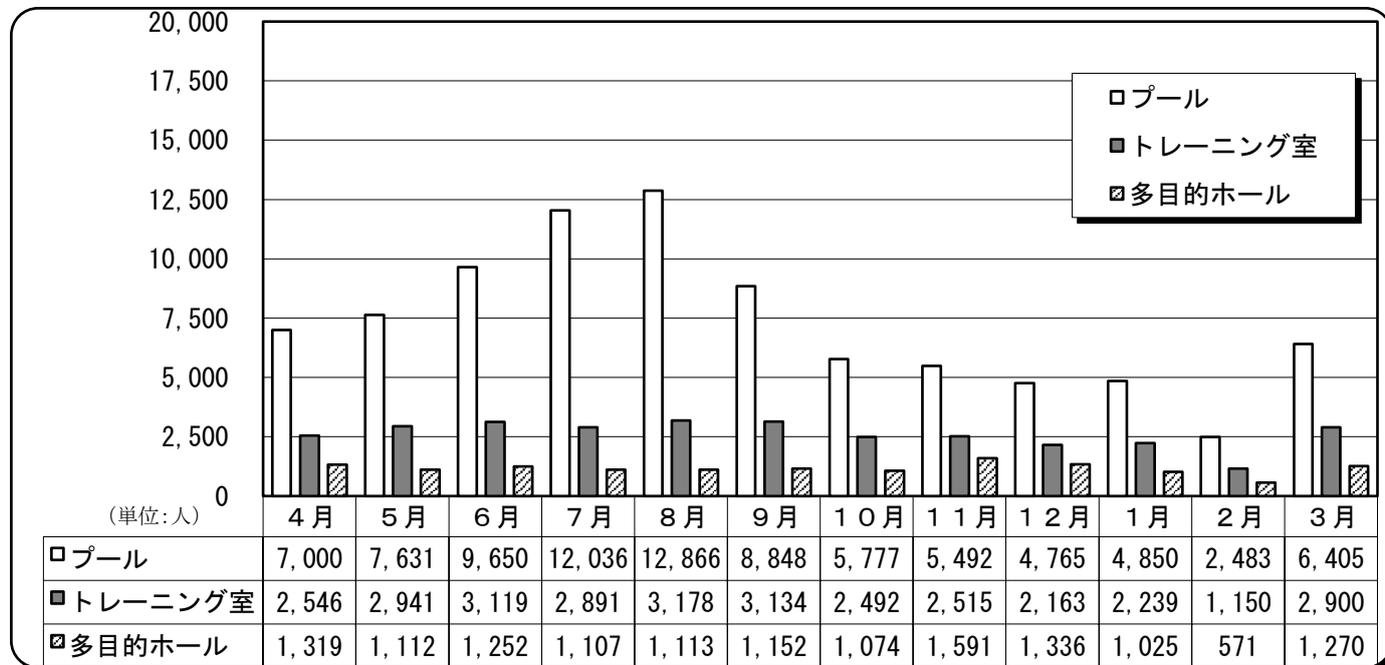


(6) 平成30年度区分別利用者数

(単位：人)

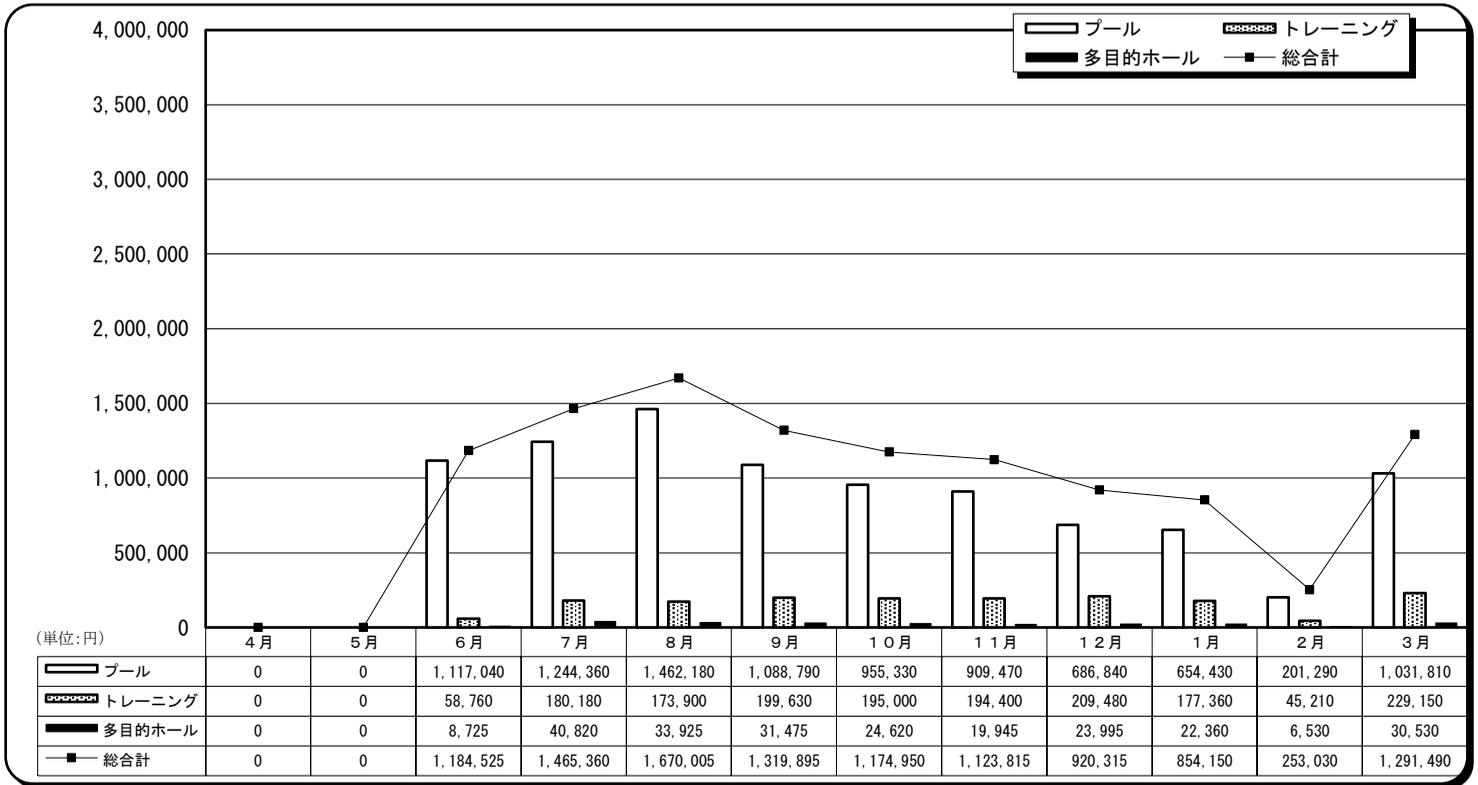
区 分	一 般 利 用 者				高 齢 者	障 害 者	合 計	全体比率 (%)
	一般	小学生・中学生	幼 児	小 計				
プ ー ル	32,794	14,188	4,729	51,711	22,399	13,693	87,803	66.0
トレーニング室	21,311			21,311	6,938	3,019	31,268	23.5
多目的ホール	13,922			13,922			13,922	10.5
合 計	68,027	14,188	4,729	86,944	29,337	16,712	132,993	100.0

(7) 平成30年度施設別利用者数

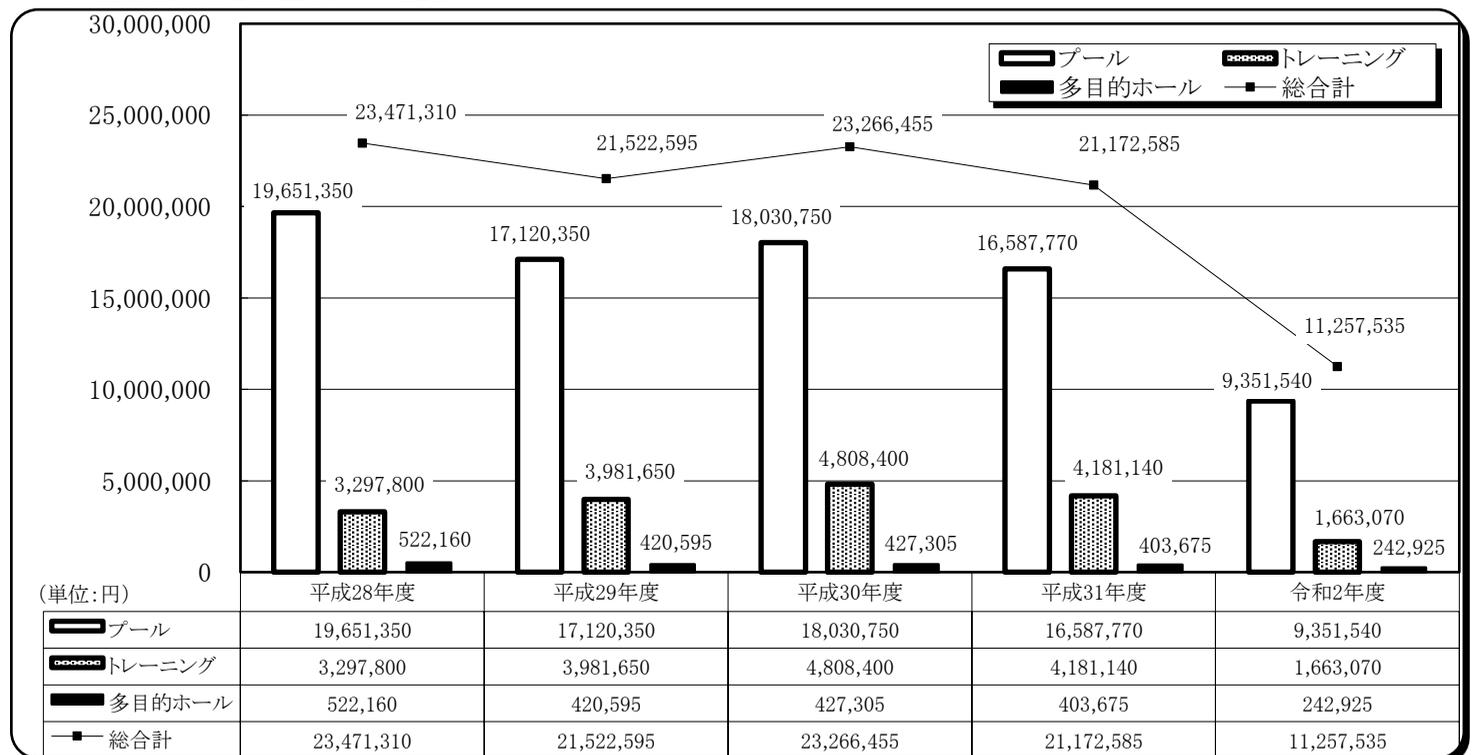


## 7. 施設の利用料金収入状況

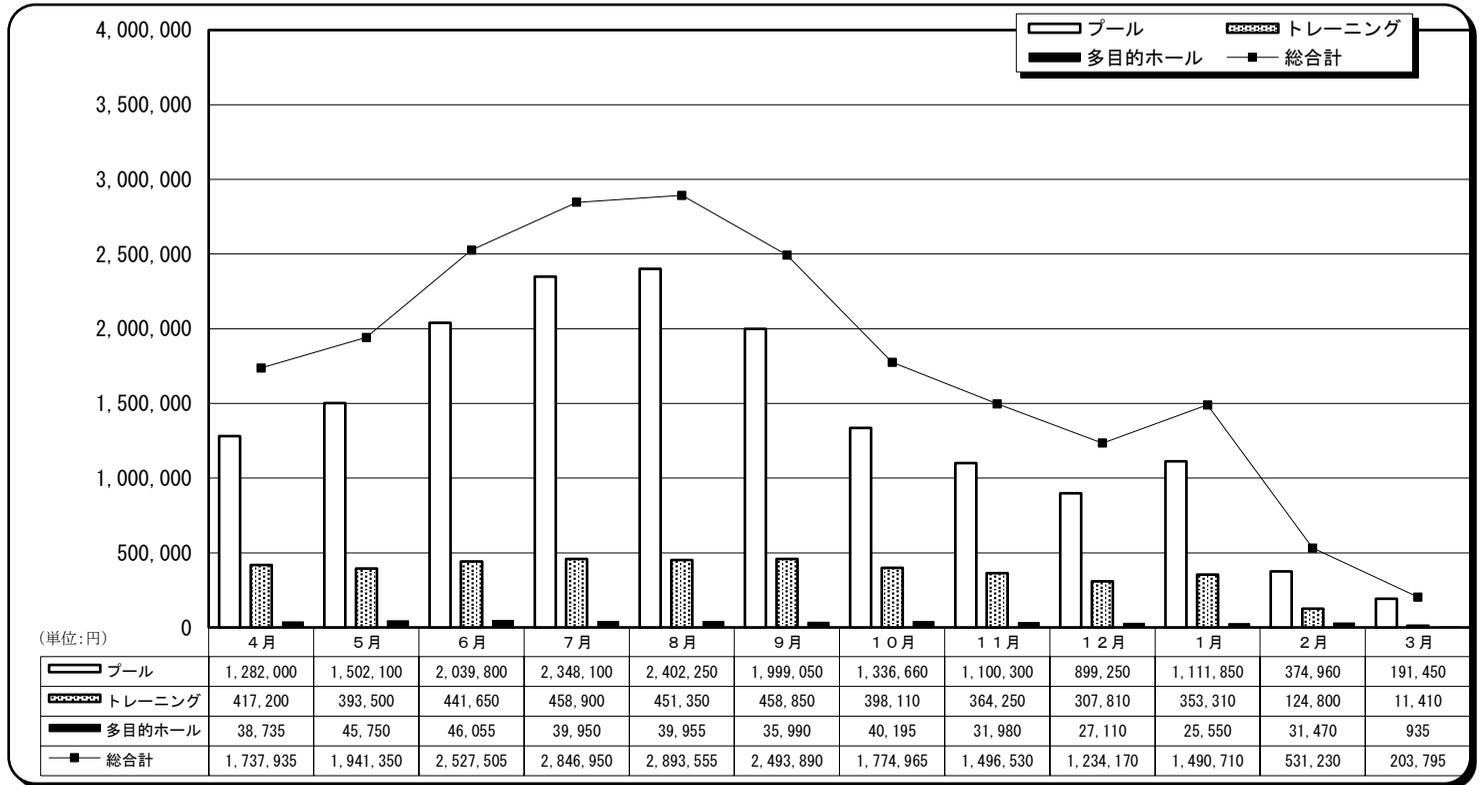
### (1) 令和2年度施設別利用料金収入



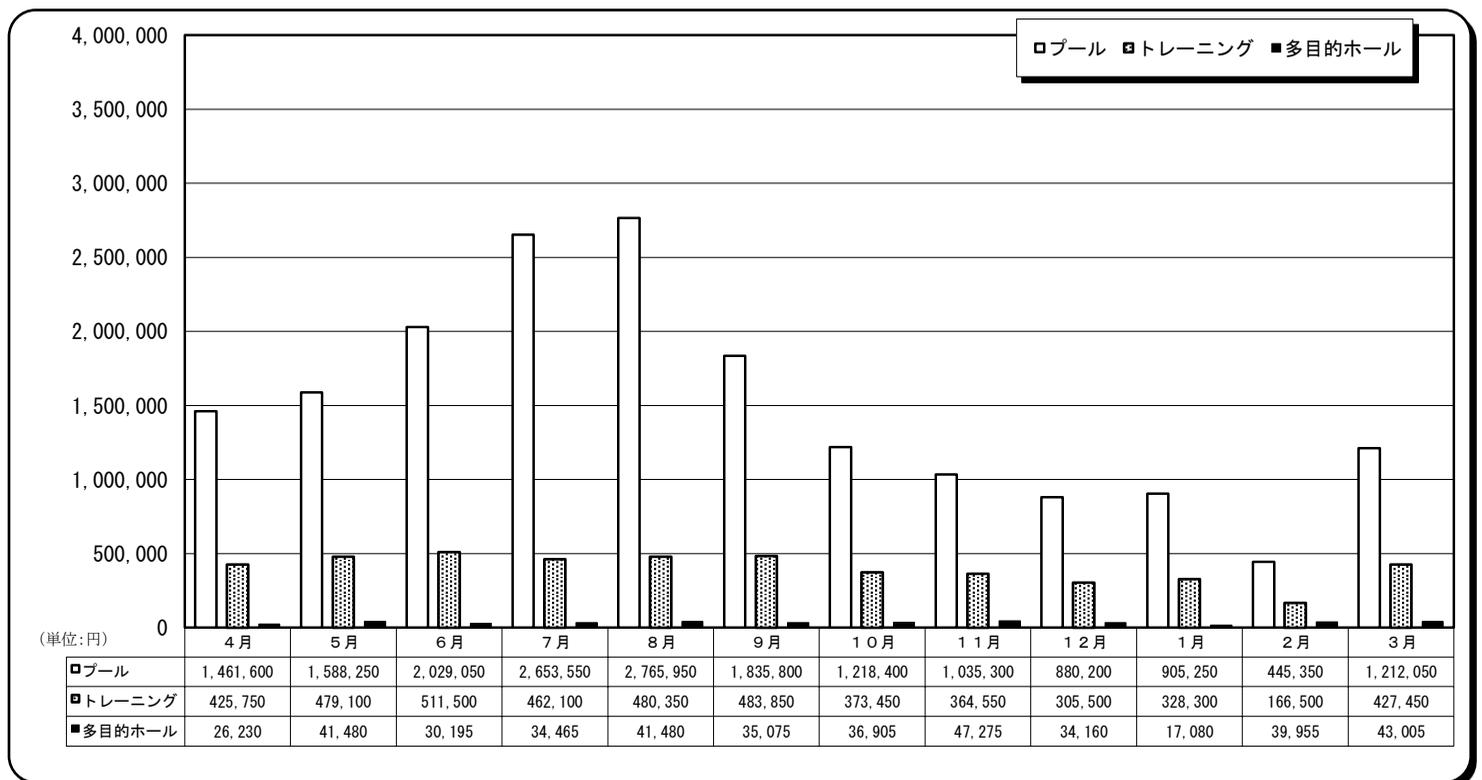
### (2) 施設別利用料金収入の推移



(3) 平成31年度施設別利用料金収入



(4) 平成30年度施設別利用料金収入



R2  
プール

区 分	一 般 利 用 者				高 齢 者	障 害 者	合 計	全 体 比 率 (%)
	一 般 ・ 高 校 生	小 中 学 生	幼 児	小 計				
4月	0	0	0	0	0	0	0	0.0
5月	0	0	0	0	0	0	0	0.0
6月	1,840	387	224	2,451	1,209	675	4,335	11.0
7月	2,120	660	349	3,129	1,273	845	5,247	13.3
8月	2,550	986	484	4,020	1,281	876	6,177	15.6
9月	1,882	351	242	2,475	1,386	817	4,678	11.8
10月	1,566	213	162	1,941	1,303	847	4,091	10.4
11月	1,469	246	149	1,864	1,239	717	3,820	9.7
12月	1,181	150	86	1,417	1,139	591	3,147	8.0
1月	1,138	269	117	1,524	890	510	2,924	7.4
2月	379	67	42	488	260	159	907	2.3
3月	1,638	417	189	2,244	1,256	656	4,156	10.5
合 計	15,763	3,746	2,044	21,553	11,236	6,693	39,482	100.0

トレーニング室

区 分	一 般 利 用 者				高 齢 者	障 害 者	合 計	全 体 比 率 (%)
	一 般 ・ 高 校 生	小 中 学 生	幼 児	小 計				
4月				0			0	0.0
5月				0			0	0.0
6月	206			206	65	62	333	3.2
7月	740			740	240	129	1,109	10.7
8月	746			746	239	121	1,106	10.7
9月	849			849	287	128	1,264	12.2
10月	827			827	234	113	1,174	11.4
11月	885			885	296	126	1,307	12.7
12月	865			865	340	95	1,300	12.6
1月	731			731	305	89	1,125	10.9
2月	224			224	86	31	341	3.3
3月	864			864	287	119	1,270	12.3
合 計	6,937	0	0	6,937	2,379	1,013	10,329	26.2

目的ホール

区 分	一 般 利 用 者				高 齢 者	障 害 者	合 計	全 体 比 率 (%)
	一 般 ・ 高 校 生	小 中 学 生	幼 児	小 計				
4月				0			0	0.0
5月				0			0	0.0
6月	86			86			86	1.9
7月	332			332			332	7.3
8月	275			275			275	6.0
9月	374			374			374	8.2
10月	658			658			658	14.4
11月	662			662			662	14.5
12月	678			678			678	14.8
1月	549			549			549	12.0
2月	147			147			147	3.2
3月	808			808			808	17.7
合 計	4,569	0	0	4,569	0	0	4,569	100.0

H31  
プール

区 分	一 般 利 用 者				高 齢 者	障 害 者	合 計	全 体 比 率 (%)
	一 般 ・ 高 校 生	小 中 学 生	幼 児	小 計				
4月	2,308	574	995	3,877	1,854	1,127	6,858	8.2
5月	2,760	670	1,233	4,663	1,918	1,145	7,726	9.3
6月	3,564	1,168	1,954	6,686	2,252	1,248	10,186	12.2
7月	3,821	1,629	2,805	8,255	2,382	1,325	11,962	14.4
8月	4,158	1,499	2,750	8,407	2,318	1,237	11,962	14.4
9月	3,012	532	1,194	4,738	1,945	1,202	7,885	9.5
10月	2,618	356	768	3,742	2,180	1,204	7,126	8.6
11月	2,068	307	655	3,030	1,801	1,004	5,835	7.0
12月	1,677	234	465	2,376	1,583	934	4,893	5.9
1月	2,098	277	636	3,011	1,686	990	5,687	6.8
2月	748	105	224	1,077	598	332	2,007	2.4
3月	362	127	161	650	264	123	1,037	1.2
合 計	29,194	7,478	13,840	50,512	20,781	11,871	83,164	100.0

トレーニング室

区 分	一 般 利 用 者				高 齢 者	障 害 者	合 計	全 体 比 率 (%)
	一 般 ・ 高 校 生	小 中 学 生	幼 児	小 計				
4月	1,837			1,837	567	307	2,711	10.2
5月	1,763			1,763	548	279	2,590	9.7
6月	1,914			1,914	569	311	2,794	10.5
7月	1,944			1,944	656	356	2,956	11.1
8月	1,929			1,929	622	288	2,839	10.7
9月	1,577			1,577	506	224	2,307	8.7
10月	1,825			1,825	592	257	2,674	10.1
11月	1,642			1,642	568	192	2,402	9.0
12月	1,394			1,394	475	160	2,029	7.6
1月	1,435			1,435	617	217	2,269	8.5
2月	574			574	201	82	857	3.2
3月	122			122	29	8	159	0.6
合 計	17,956	0	0	17,956	5,950	2,681	26,587	32.0

目的ホール

区 分	一 般 利 用 者				高 齢 者	障 害 者	合 計	全 体 比 率 (%)
	一 般 ・ 高 校 生	小 中 学 生	幼 児	小 計				
4月	1,287			1,287			1,287	10.4
5月	1,083			1,083			1,083	8.7
6月	1,209			1,209			1,209	9.7
7月	1,304			1,304			1,304	10.5
8月	1,093			1,093			1,093	8.8
9月	1,001			1,001			1,001	8.1
10月	1,309			1,309			1,309	10.5
11月	1,244			1,244			1,244	10.0
12月	1,205			1,205			1,205	9.7
1月	1,176			1,176			1,176	9.5
2月	456			456			456	3.7
3月	56			56			56	0.5
合 計	12,423	0	0	12,423	0	0	12,423	100.0

H30  
プール

区 分	一 般 利 用 者				高 齢 者	障 害 者	合 計	全 体 比 率 (%)
	一 般 ・ 高 校 生	小 中 学 生	幼 児	小 計				
4月	2,647	1,251	303	4,201	1,772	1,027	7,000	8.0
5月	3,010	1,117	338	4,465	1,989	1,177	7,631	8.7
6月	3,727	1,957	461	6,145	2,106	1,399	9,650	11.0
7月	4,314	2,934	823	8,071	2,417	1,548	12,036	13.7
8月	4,714	2,832	987	8,533	2,757	1,576	12,866	14.7
9月	3,472	1,115	546	5,133	2,290	1,425	8,848	10.1
10月	2,255	558	237	3,050	1,695	1,032	5,777	6.6
11月	1,970	485	195	2,650	1,770	1,072	5,492	6.3
12月	1,714	480	164	2,358	1,467	940	4,765	5.4
1月	1,787	415	229	2,431	1,484	935	4,850	5.5
2月	907	198	78	1,183	818	482	2,483	2.8
3月	2,277	846	368	3,491	1,834	1,080	6,405	7.3
合 計	32,794	14,188	4,729	51,711	22,399	13,693	87,803	100.0

トレーニング室

区 分	一 般 利 用 者				高 齢 者	障 害 者	合 計	全 体 比 率 (%)
	一 般 ・ 高 校 生	小 中 学 生	幼 児	小 計				
4月	1,870			1,870	438	238	2,546	8.1
5月	2,134			2,134	555	252	2,941	9.4
6月	2,245			2,245	626	248	3,119	10.0
7月	2,033			2,033	619	239	2,891	9.2
8月	2,101			2,101	805	272	3,178	10.2
9月	2,077			2,077	759	298	3,134	10.0
10月	1,660			1,660	551	281	2,492	8.0
11月	1,614			1,614	608	293	2,515	8.0
12月	1,410			1,410	497	256	2,163	6.9
1月	1,466			1,466	531	242	2,239	7.2
2月	755			755	271	124	1,150	3.7
3月	1,946			1,946	678	276	2,900	9.3
合 計	21,311	0	0	21,311	6,938	3,019	31,268	35.6

目的ホール

区 分	一 般 利 用 者				高 齢 者	障 害 者	合 計	全 体 比 率 (%)
	一 般 ・ 高 校 生	小 中 学 生	幼 児	小 計				
4月	1,319			1,319			1,319	9.5
5月	1,112			1,112			1,112	8.0
6月	1,252			1,252			1,252	9.0
7月	1,107			1,107			1,107	8.0
8月	1,113			1,113			1,113	8.0
9月	1,152			1,152			1,152	8.3
10月	1,074			1,074			1,074	7.7
11月	1,591			1,591			1,591	11.4
12月	1,336			1,336			1,336	9.6
1月	1,025			1,025			1,025	7.4
2月	571			571			571	4.1
3月	1,270			1,270			1,270	9.1
合 計	13,922	0	0	13,922	0	0	13,922	100.0

## 8. 年間利用料金減免実績

久留米市民温水プール条例第13条第3号の規定による市長が特に必要があると認める場合に該当する減免

### 平成30年度 減免料金 合計108,020円

使用者	使用目的	使用施設	使用日数等	減免料金(円) (冷暖使用料含む)
子ども未来部	子育て支援	多目的ホール	1日間 2回 午前 全面	3,660
教育委員会	県民体育大会 選手選考会	温水プール	3時間・全コース 小中学生 200人	104,360

### 平成31年度 減免料金 合計112,150円

使用者	使用目的	使用施設	使用日数等	減免料金(円) (冷暖使用料含む)
子ども未来部	子育て支援	多目的ホール	午前 全面	1,870
健康福祉部	健康増進	多目的ホール	午後 全面	93,720
市民文化部	水泳教室	温水プール	小中学生	16,560

### 令和2年度 減免料金 合計37,350円

使用者	使用目的	使用施設	使用日数等	減免料金(円) (冷暖使用料含む)
子ども未来部	健康増進	多目的ホール	1日間 15回 午前 全面	37,350

## 9. 半額利用券利用実績

	平成30年度	平成31年度	令和2年度
配布枚数（枚）	31,828枚	31,718枚	31,680枚
利用枚数（枚）	4,915枚	4,005枚	781枚
減免額（円）	571,890円	533,250円	106,710円

## 10. 指定管理制度前に市が発行した回数券の利用実績

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
利用額（円）	14,400円	7,200円	4,000円	410円

## 11. 現指定管理者が販売した回数券の利用実績

	平成29年度から令和2年度まで
販売額（千円）	15,110千円
利用額（千円）	12,949千円
利用残額（千円）	2,161千円

○久留米市民温水プール条例

平成7年9月29日

久留米市条例第20号

改正 平成9年3月28日条例第5号

平成14年3月29日条例第4号

平成16年12月28日条例第140号

平成17年6月30日条例第33号

平成26年3月27日条例第19号

平成28年3月31日条例第36号

令和元年9月25日条例第5号

(目的及び設置)

第1条 市民の健康増進と体力向上に資することを基本とし、併せて市民のスポーツの振興を図るため、久留米市民温水プール（以下「温水プール」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 温水プールの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
久留米市民温水プール	久留米市上津町2199番地39

(平14条例4・一部改正)

(構成施設)

第3条 温水プールに、次の施設を置く。

- (1) プール
- (2) トレーニング施設
- (3) 多目的ホール

(平17条例33・追加)

(指定管理者による管理)

第4条 市長は、温水プールの管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

(平17条例33・追加)

(指定管理者が行う業務の範囲)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 第8条に規定する利用の許可、第15条に規定する利用の取消し等その他利用許可に関する業務
- (2) 温水プールの施設及び附属設備等の維持及び修繕に関連する業務
- (3) 温水プールの施設の安全対策に関する業務
- (4) 前各号に掲げるもののほか、温水プールの運営に関して市長が必要と認める業務  
(平17条例33・追加)

(開館時間)

第6条 温水プールの開館時間は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

施設名	開館時間
プール	午前9時30分から午後9時まで
トレーニング室	午前9時30分から午後9時まで
多目的ホール	午前9時から午後9時まで

- 2 指定管理者は、前項ただし書の規定により開館時間を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。
- 3 指定管理者は、開館時間を変更したときは、これを公表するとともに、温水プール内の見やすい場所に掲示しなければならない。

(平17条例33・追加)

(休館日)

第7条 温水プールの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）
- (2) 12月28日から翌年の1月4日までの日

- 2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日进行定めることができる。
- 3 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により休館日を変更し、又は臨時に休館日进行定める場合に準用する。

(平17条例33・追加)

(利用の許可)

第8条 温水プールの施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可をする場合において必要があるときは、その利用について条件を付することができる。

(平17条例33・旧第3条繰下・一部改正)

(利用の不許可)

第9条 指定管理者は、温水プールの施設の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 温水プールの管理上支障があるとき。
- (5) その他温水プールの設置の目的に反すると認められるとき。

(平17条例33・旧第4条繰下・一部改正)

(目的外利用及び譲渡等の禁止)

第10条 利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、温水プールの施設を許可の目的以外に利用し、転貸し、又は利用する権利を譲渡してはならない。

(平17条例33・旧第5条繰下)

(利用料金の納入)

第11条 利用者は、指定管理者に温水プールの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を前納しなければならない。ただし、指定管理者が後納を認める場合は、この限りでない。

2 利用料金の額は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

3 指定管理者は、前項の規定により利用料金の額を定めたときは、これを公表するとともに、温水プール内の見やすい場所に掲示しなければならない。

(平17条例33・追加)

(利用料金の収入)

第12条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。

(平17条例33・追加)

(利用料金の減免)

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用料金（第2号及び第

3号の場合においては多目的ホールの利用料金を除く。)を減額し、又は免除することができる。

- (1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳及び被爆者健康手帳の交付を受けている者が利用するとき。
- (2) 65歳以上の者(当該年度中に65歳に達する者を含む。)が利用するとき。
- (3) その他市長が特に必要があると認めるとき。

(平17条例33・追加、平28条例36・一部改正)

(利用料金の返還)

第14条 既に納入された利用料金は、返還しない。ただし、利用者の責めに帰することができない理由により温水プールを利用することができなくなったとき、及び市長が別に定める場合に限り、その全部又は一部を返還することができる。

(平17条例33・追加)

(許可の取消し等)

第15条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を変更し、若しくは取り消し、又は利用の中止若しくは施設からの退去を命じることができる。

- (1) 利用者が虚偽その他不正の行為により利用許可を受けたとき。
- (2) 利用者が利用許可の条件に違反したとき。
- (3) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (4) 天災地変その他の避けることができない理由により必要があると認められるとき。
- (5) 公益上必要があると認められるとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、温水プールの管理上特に必要と認められるとき。

(平17条例33・旧第9条繰下・一部改正)

(原状回復義務)

第16条 利用者は、その利用を終了したとき、前条の規定により許可を取り消されたとき、又は利用の中止若しくは施設からの退去を命ぜられたときは、直ちに利用した施設又は設備を原状に回復しなければならない。

(平17条例33・追加)

(損害賠償義務)

第17条 利用者は、温水プールの建物又は設備を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(平17条例33・旧第11条繰下・一部改正)

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平17条例33・旧第13条繰下)

附 則

この条例は、平成8年2月17日から施行する。

附 則 (平成9年3月28日条例第5号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(久留米市民温水プール条例の一部改正に伴う経過措置)

8 第19条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の久留米市民温水プール条例の規定による許可を受けている者に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成14年3月29日条例第4号)

この条例は、平成14年5月7日から施行する。

附 則 (平成16年12月28日条例第140号)

この条例は、平成17年2月5日から施行する。

附 則 (平成17年6月30日条例第33号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月27日条例第19号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(久留米市民温水プール条例の一部改正に伴う経過措置)

45 この条例の施行の際現に第51条の規定による改正前の久留米市民温水プール条例の規定による許可を受けている者に係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則 (平成28年3月31日条例第36号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年9月25日条例第5号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(久留米市民温水プール条例の一部改正に伴う経過措置)

45 この条例の施行の際現に第52条の規定による改正前の久留米市民温水プール条例

の規定による許可を受けている者に係る利用料金については、なお従前の例による。

別表（第 11 条関係）

（平 17 条例 33・全改、平 26 条例 19・平 28 条例 36・令元条例 5・一部改正）

プール及びトレーニング室利用料金

施設名	区分		利用料金		
			使用開始から 2 時間まで	超過料金 (30 分当たり)	回数券 (2 時間分の利用券 11 枚つづり)
プール	共用 利用	一般	1 人につき 420 円	1 人につき 100 円	4,200 円
		小学生・中学生	1 人につき 210 円	1 人につき 50 円	2,100 円
		幼児	1 人につき 100 円	1 人につき 50 円	1,000 円
	専用利用（1 コース当たり）	2,130 円+個人利用料金	1,600 円	—	
トレーニング室	一般	1 人につき 210 円	1 人につき 50 円	2,100 円	

- 1 上記の料金は、消費税等額を含む。
- 2 プールの利用料金は、4 歳未満の者は無料とする。
- 3 トレーニング室は、中学生以下の利用を禁止する。
- 4 利用時間が 2 時間を超えた場合は、超過料金を徴収する。この場合において、超過時間が 30 分に満たない場合は、30 分とみなす。
- 5 「一般」とは、小学生・中学生、幼児及び 4 歳未満の者以外の者をいう。
- 6 「小学生」とは、小学校の児童又はこれに準ずる者をいい、「中学生」とは、中学校の生徒又はこれに準ずる者をいう。
- 7 「幼児」とは、4 歳以上の者で、学齢に達しないものをいう。

多目的ホール利用料金

時間区分	午前 (9 時から 12 時ま	午後 (13 時から 17 時ま	夜間 (18 時から 21 時ま

	で)	で)	で)
利用料金	1,920円	2,560円	1,920円
冷暖房利用料金	1時間までごとに 1,600円		

- 1 上記の料金は、消費税等額を含む。
- 2 半室利用の場合の利用料金は、上記料金の額の2分の1の額とする。
- 3 複数の時間区分を連続して利用する場合は、それぞれの利用料金の合計額を徴収する。
- 4 時間区分には、準備及び片付けの時間も含むものとする。

○久留米市民温水プール条例施行規則

平成20年3月27日

久留米市規則第36号

改正 平成28年3月30日規則第46号

令和元年9月30日規則第28号

久留米市民温水プール条例施行規則（平成7年久留米市規則第36号）の全部を次のとおり改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、久留米市民温水プール条例（平成7年久留米市条例第20号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（利用の手続等）

第2条 条例第8条第1項前段の規定により温水プールの施設の利用許可を受けようとする場合の手続は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) プール及びトレーニング室を個人利用するときは、条例第11条第1項の規定により利用料金を納入し、利用券の交付を受けなければならない。
- (2) プールの全部又は一部を専用利用するとき、又は多目的ホールを利用するときは、久留米市民温水プール利用許可申請書（第1号様式）を指定管理者に提出しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 指定管理者は、前項第2号の規定による申請があり、支障がないと認めるときは、久留米市民温水プール利用許可書（第2号様式）を交付しなければならない。

（利用許可の変更等）

第3条 条例第8条第1項前段の規定により温水プールの利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）が、当該許可に係る事項を変更しようとするとき（利用を中止しようとするときを含む。）は、同項後段の規定により久留米市民温水プール利用変更・中止申請書（第3号様式）を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による申請があり、支障がないと認めるときは、久留米市民温水プール利用変更・中止承認書（第4号様式）を交付しなければならない。

（利用料金の減免）

第4条 条例第13条の規定による利用料金の減額又は免除は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳及び被爆者健康手帳の交付を受けている者が利用するとき（多目的ホールの利用を除く。）。 利用料金の全額
  - (2) 65歳以上の者（当該年度中に65歳に達する者を含む。）が利用するとき。 利用料金の半額
  - (3) 久留米市及び久留米市教育委員会が主催する事業で利用するとき。 利用料金の全額
  - (4) 第1号に規定する者の利用（多目的ホールの利用を除く。）に当たり、その者に付添人がいるとき。付添人に係る利用料金（第1号に規定する者1人につき2人以上の付添人がいる場合は、そのうちの1人に係る利用料金に限る。）の全額
  - (5) 上津校区まちづくり振興会が当該校区における行事として催し物を行うとき（トレーニング室の利用を除く。）。 利用料金の全額
  - (6) その他市長が特に必要があると認めるとき。 利用料金の全額又は半額
- 2 前項の規定により利用料金の減額又は免除を受けようとするときは、久留米市民温水プール利用料金減免申請書（第5号様式）を指定管理者に提出し、承認を受けなければならない。ただし、前項第1号から第4号までの規定に該当する場合において、証明すべき事実を前項第1号に規定する各手帳、公共機関の発行する証明書等によって確認することができるときは、久留米市民温水プール利用料金減免申請書の提出を省略させることができる。

（平28規則46・令元規則28・一部改正）

（利用料金の返還）

第5条 条例第14条ただし書の規定により利用料金の返還を受けようとするときは、久留米市民温水プール利用料金還付申請書（第6号様式）を指定管理者に提出し、承認を受けなければならない。

（利用者等の遵守事項）

第6条 利用者等は、温水プールの施設を利用するに当たり職員の指示に従うほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外において喫煙し、その他火気を使用しないこと。
- (2) 利用を許可されていない施設を利用しないこと。
- (3) 他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) その他管理上支障となる行為をしないこと。

（補則）

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日規則第46号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月30日規則第28号）

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

第1号様式(第2条関係)

年 月 日

久留米市民温水プール利用許可申請書

久留米市民温水プール指定管理者 宛て

温水プールを利用したいので、次のとおり申請します。

1 申請日	年 月 日
2 代表者氏名	
3 代表者住所	TEL
4 利用目的	-----
5 利用施設・範囲	
6 利用人員数	一般 人 小学生・中学生 人 幼児 人
7 利用日時	月 日 時 分～ 時 分
	月 日 時 分～ 時 分
	月 日 時 分～ 時 分
	月 日 時 分～ 時 分

第2号様式(第2条関係)

年 月 日

久留米市民温水プール利用許可書

様

久留米市民温水プール指定管理者

印

温水プールの利用を、次のとおり許可します。

1 許 可 日	年 月 日	許可番号	
2 代 表 者 氏 名			
3 代 表 者 住 所	TEL		
4 利 用 目 的	-----		
5 利 用 施 設 ・ 範 囲			
6 利 用 人 員 数	一般 人	小学生・中学生	人 幼児 人
7 利 用 日 時	月 日	時 分	時 分
	月 日	時 分	時 分
	月 日	時 分	時 分
	月 日	時 分	時 分
許 可 条 件			
利 用 料 金	合 計	円	

- (注意事項)1 この許可書は、入場するとき係員にお示してください。
- 2 プール利用中は遵守事項を守り、係員の指示に従ってください。
- 3 施設、設備、物品等を破損し、又は紛失した場合は、弁償していただきます。
- 4 利用内容の変更等がある場合は、遅滞なく御連絡ください。

第3号様式(第3条関係)

年 月 日

久留米市民温水プール利用変更・中止申請書

久留米市民温水プール指定管理者 宛て

温水プールの利用を次のとおり変更・中止したいので申請します。

1 申請日	年 月 日
2 許可日	年 月 日 許可番号
3 代表者氏名	
4 代表者住所	TEL
5 変更内容	(目的・利用範囲・人員・利用日時等)
6 変更・中止理由	

第4号様式(第3条関係)

年 月 日

久留米市民温水プール利用変更・中止承認書

様

久留米市民温水プール指定管理者

印

次のとおり承認します。

1 承認日	年 月 日	承認番号	
2 代表者氏名			
3 代表者住所	T E L		
4 承認内容			
5 条件			

利 用 施 設	変 更 後 の 利 用 料 金	既 徴 収 利 用 料 金	差 引 徴 収 ( 還 付 ) 額

第5号様式(第4条関係)

年 月 日

久留米市民温水プール利用料金減免申請書

久留米市民温水プール指定管理者 宛て

次のとおり申請します。

1 申請日	年 月 日
2 代表者氏名	TEL
3 代表者住所	
4 利用目的	-----
5 利用施設	・温水プール ・トレーニング室 ・多目的ホール
6 利用人員数	一般 人 小学生・中学生 人 幼児 人
7 利用日時	月 日 時 分～ 時 分
8 減免申請理由	

第6号様式(第5条関係)

年 月 日

久留米市民温水プール利用料金還付申請書

久留米市民温水プール指定管理者 宛て

次のとおり申請します。

1 申請日	年 月 日
2 代表者氏名	
3 代表者住所	TEL
4 利用目的	.....
5 利用施設	・温水プール ・トレーニング室 ・多目的ホール
6 利用人員数	一般 人 小学生・中学生 人 幼児 人
7 利用日時	月 日 時 分～ 時 分
8 還付申請理由	

第1号様式（第2条関係）

（平28規則46・一部改正）

第2号様式（第2条関係）

（平28規則46・一部改正）

第3号様式（第3条関係）

（平28規則46・一部改正）

第4号様式（第3条関係）

（平28規則46・全改）

第5号様式（第4条関係）

（平28規則46・一部改正）

第6号様式（第5条関係）

（平28規則46・一部改正）